

## 参議院選挙制度に関する公職選挙法改定案の廃案を求める声明

- 1 6月14日、自民党は、参議院議員の定数を6増（比例区で4増、埼玉選挙区で2増）とし、比例区の一部に拘束名簿式の「特定枠」を設けることを内容とする公職選挙法改定案（以下「改定案」という。）を、参議院へ提出した。

改定案は、2015年公職選挙法改正の際の「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」との確認（附則）を反故にし、自民党の「都合」のみを優先したものである。

自由法曹団は、選挙制度をいっそう歪める自民党の改定案に強く反対し、廃案を求める。

- 2 参議院議員選挙では、制度制定以来、選挙区が都道府県単位とされてきたが、一人区などの少人数の定数の選挙区において、民意が歪められ、切り捨てられるという深刻な弊害が生じている。また、都道府県単位の選挙区のもと、投票価値の著しい不平等が生じ、2014年11月26日最高裁判決は、参議院選挙制度に関する一票の格差を違憲状態とし、「長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年にわたる制度及び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっている」と指摘して、投票価値の平等を実現するための抜本的改善を求めている。

にもかかわらず、自民党らは、参議院選挙制度の抜本の見直しを行わず、2015年7月に数の力で公職選挙法を改正して「島根・鳥取」、「徳島・高知」を合区とすることで問題を先送りした。また、自民党は、3月に集約した「改憲4項目」に「都道府県からの選出」を盛り込もうとしたが、国会内外の支持を得られていない。

こうしたもとの、自民党は、2019年参議院選挙で合区から出馬できない者が出てくる可能性が高いことから、比例定数を4増として拘束式の「特別枠」を新設することで、合区から出馬できない自民党現職議員の「救済」を図るために改定案を作成し、参議院選挙に間に合わせるために通常国会の最終盤になって改定案を提出してきた。まさに自民党の「都合」のためだけの改定案といわざるをえない。

- 3 本来、前記の最高裁判決を受けて、議員の総定数や都道府県単位の選挙制度の抜本の見直しを行うべきであった。そうすれば合区の導入も、今回の改定案も不要であった。しかし、自民党は、2015年改正公職選挙法の附則をも反故にし、党利党略を優先して参議院選挙制度を歪め続けている。さらには、法律の改正による歪みの是正を放置する一方で、この状況を利用して「合区の解消」といったこじつけを行って改憲に突き進もうとすらしているのである。民意の正確な反映や「一票の価値の平等」の実現を省みず、国民のための選挙制度をどこまでも私物化するものといわざるをえない。

- 4 自由法曹団は2014年12月25日付け意見書「参議院の意義とあるべき選挙制度」で、民意の適正な反映のため、都道府県単位の選挙区を排し、全国を7ブロックに分けた大選挙区制を導入することを提言している。この大ブロック制になれば、一票の格差も1.04倍となり、今回の自民党の改定案で試算されている格差2.985倍を大幅に縮小できる。

自由法曹団は、改定案に反対するとともに、すみやかに現在の都道府県選挙区を前提とした選挙制度の抜本の見直し、民意を正確に反映した選挙制度の構築を求めるものである。

2018年6月18日

自由法曹団  
団長 船尾 徹